

6月は「不正改造車を排除する運動」  
の強化月間です。

平成23年6月1日（水）～30日（木）

— 自動車の不正改造は犯罪です！ —



東北運輸局岩手運輸支局では、自動車検査独立行政法人・警察機関・軽自動車検査協会及びその他関係団体と協力して、道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境問題を引き起こす要因となっている不正改造車を排除するために「不正改造車を排除する運動」を、また、使用過程ディーゼル車からの黒煙の低減に取り組むため「ディーゼル黒煙・クリーンキャンペーン」を6月の1ヶ月間を強化月間とし、主に以下により実施します。

1. 重点排除項目

- ①窓ガラスへの着色フィルム等貼付け及びフロントガラスへの装飾板の装着
- ②クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
- ④騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- ⑤土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠取付け及びリヤバンパーの切断・取外し
- ⑥基準外ウイングの取付け
- ⑦燃料タンク増設等の不正な二次架装
- ⑧大型貨物自動車における速度抑制装置の不正改造
- ⑨ディーゼル黒煙を悪化させる燃料ポンプの封印取外し
- ⑩不正軽油燃料の使用

2. 不正改造車に対しては整備命令を発令し改善措置を求めます。

また、命令に従わない場合は、車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

3. 岩手運輸支局内に「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」と「迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）」を設置し、情報に基づき改善を求めます。

また、情報の提供についてご協力をお願い致します。（別紙）

がんばろう！岩手



（お問い合わせ先）

岩手運輸支局 検査・整備・保安部門

担当：武部・阿部

電話：019-637-2912

HP：<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/it/it-index.htm>

別紙

このままFAX願います。  
FAX 019-639-1033

# 不正改造車連絡ポスト

不正改造車を見かけたら、ご連絡下さい  
(期間：6月1日～6月30日まで)

登録番号 (ナンバープレートの番号)

例 岩手300し4949の場合

岩	手		3	0	0	し	4	9	4	9
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---

記載

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

車の状態を教えてください

記載例

- ・車の窓ガラスにフィルムを貼っており、フェンダーからタイヤがはみ出し  
ていた。
- ・マフラーからかなりうるさい音を出して走っていた。
- ・ウインカーの色が白かった。
- ・かなり車高が低かった。

記載

--